



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気
予定契約電力1,407 kW及び予定使用電力量3,683,000 kWh
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

(8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026（235）7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県産業労働部産業政策課

電話 026（235）7192

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/kensei/soshiki/soshiki/01nyusatsu.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月5日（水）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和元年2月4日（火）午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県産業労働部産業政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和元年1月21日（火）午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和元年2月4日（火）午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be consumed in 12 facilities in Nagano

(2) Contract period:

From April 1, 2020 until March 31, 2021

(3) Places where the product is procured:

12 facilities including the following:

Nagano Prefecture General Industrial Technology Center (Address: 1-18-1 Wakasato, Nagano City)

(4) Contact point for the tender information;

Description/conditions/and other inquiries:

Industrial Policy Division, Industry and Labor Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City

TEL +81-26-235-7192 (in Japanese only)

(5) Time and place for the tender:

Time: 2:00PM, Wednesday, February 5, 2020

Place: Bidding Room, 1st Floor, West Annex, Nagano Prefectural Government

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 5:00PM, Tuesday, February 4, 2020

Mailing Address: Industrial Policy Division, Industry and Labor Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minami Nagano,
Nagano City 380-8570 JAPAN

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイドアップルロード店

飯田市鼎名古熊2084-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)綿半ホームエイド	牧島 稔彦	長野市南長池205

- 4 変更した年月日
令和元年6月24日
- 5 届出年月日
令和元年8月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和元年12月19日から令和2年4月20日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課

 産業立地・経営支援課
 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南松本複合店舗
松本市大字芳川平田字平田660-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社ケイ・ティ研究所
長野市大字小柴見283
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)ツルハ	堀川 政司	札幌市東区北24条東20-1-21

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)石井スポーツ	藤沢 和則	東京都新宿区新宿5-3-1

- 4 変更した年月日
令和元年8月29日
- 5 届出年月日
令和元年9月2日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年12月19日から令和2年4月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A信州うえだ国分産業団地

上田市国分80ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州うえだ農業協同組合

上田市大手2-7-10

全国農業協同組合連合会

東京都千代田区大手町1-3-1

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1

ダイワロイヤル株式会社

東京都千代田区飯田橋3-18-2

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会	神出 元一	東京都千代田区大手町1-3-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
三菱UFJリース(株)	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1
ダイワロイヤル(株)	原田 健	東京都千代田区飯田橋3-18-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会	山崎 周二	東京都千代田区大手町1-3-1

(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
三菱UFJリース(株)	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1
ダイワロイヤル(株)	原田 健	東京都千代田区飯田橋3-18-2

4 変更した年月日

令和元年7月26日

5 届出年月日

令和元年9月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年12月19日から令和2年4月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス平田店

松本市平田東二丁目631-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス(株)	貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス(株)	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス(株)	貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス(株)	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

4 変更した年月日

令和元年5月1日

5 届出年月日

令和元年9月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年12月19日から令和2年4月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス佐久インター店

佐久市岩村田北一丁目13-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス(株)	貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス(株)	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

4 変更した年月日

平成31年3月1日ほか

5 届出年月日

令和元年9月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年12月19日から令和2年4月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス中之条店

上田市大字中之条大長田390-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

中澤 光子

上田市大字中之条683

田中 順一

上田市大字中之条304

田中 幸子

上田市大字中之条608

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス(株)	貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス(株)	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

4 変更した年月日

令和元年5月1日

5 届出年月日

令和元年9月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年12月19日から令和2年4月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
志賀高原漁業協同組合	下高井郡山ノ内町大字平穂7148番地	内共第9号
上小漁業協同組合	上田市常田1丁目2番16号	内共第1号

2 変更の内容

(1) 志賀高原漁業協同組合

第2条第1項中「で申請して」を「又はオンライン販売（つりチケ）により申請し、」に改める。

第7条第1項の表中
 「

500円
3,000円

」を「

550円
3,300円

」に改め、同条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、オンライン販売（つりチケ）においては身体障害者の割引は適応されない。

第8条第1項中「別記様式第1号又は様式第2号」を「別記様式第1—1号、第1—2号又は別記様式第2—1号、第2—2号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) 遊漁承認証(日釣券)

表	
 遊漁承認証 日釣券 No. 約行年月日 年 <p style="text-align: center;">日曜日</p> <p>下記のとおり置換を承認します。</p> <p>氏名 いわな 性別 男 漁具/方法 単釣 遊漁区域 志賀高原漁業協同組合管轄区域内 遊漁料金 550円(税込) 発行年月日 年 月 日 志賀高原漁業協同組合 </p> <p>No. _____ 年 日釣券(控え) 発行年月日 年 月 日 氏名 _____ 遊漁料 550円(税込) 取扱店名(印影)</p>	 注意事項 <p>1. 本券 30cm以下の魚(30cm未満)が釣れた場合は必ずリリースし、放題、持ち帰ってはならない。30cm以下の魚を放棄している者は全ての魚を放棄すること。 2. 捕獲の場所に注意し、その規定を守ること。 3. 游水距離超過の際は、この規制に適用されない。 4. 連続釣りは、4月16日から9月30日までとする。 5. 本券は、この規制に適用したときは、遊漁のゆみを守り、口数の制限を受ける。この規制に適用された場合は、遊漁料金が1倍に増加する。 6. 本規制について、規定日付超えていないものは無効です。 7. 本規制に付随する規制を守ること。 8. 本規制は、この規制に適用したときは、遊漁のゆみを守り、口数の制限を受ける。この規制に適用された場合は、遊漁料金が1倍に増加する。 9. 本規制について、規定日付超えていないものは無効です。</p> <p>志賀高原漁業協同組合</p>

様式第1号を様式第1—1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第1—2号) オンライン販売による遊漁承認証(日釣券)

遊漁承認証	
日釣券	
年 /	
住 所	セキュリティコード
氏 名	
遊漁料金	550円(税込)
取扱者	志賀高原漁業協同組合
魚 種	いわな
漁具/方法	単釣
遊漁区域	志賀高原漁業協同組合管轄区域内
注意事項	
<p>1. 本券 30cm以下の魚(30cm未満)が釣れた場合は必ずリリースし、放題、持ち帰ってはならない。30cm以下の魚を放棄している者は全ての魚を放棄すること。 2. 捕獲の場所に注意し、その規定を守ること。 3. 游水距離超過の際は、この規制に適用されない。 4. 連続釣りは、4月16日から9月30日までとする。 5. 本券は、この規制に適用したときは、遊漁のゆみを守り、口数の制限を受ける。この規制に適用された場合は、遊漁料金が1倍に増加する。 6. 本規制について、規定日付超えていないものは無効です。 7. 本規制に付随する規制を守ること。 8. 本規制は、この規制に適用したときは、遊漁のゆみを守り、口数の制限を受ける。この規制に適用された場合は、遊漁料金が1倍に増加する。 9. 本規制について、規定日付超えていないものは無効です。</p>	
No.	

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) 遊漁承認証(年釣券)

表

裏

遊漁承認証 年釣券 No. _____																																	
年 志賀高原漁業協同組合																																	
下記のとおり遊漁を承認します。																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">漁業者</td> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td style="width: 10%;">年齢</td> <td style="width: 10%;">性別</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本組合会員登録年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">魚種 いわな</td> </tr> <tr> <td colspan="4">漁具・油法 竿 約</td> </tr> <tr> <td colspan="4">遊漁区域 志賀高原漁業協同組合管理区域内</td> </tr> <tr> <td colspan="4">遊漁料金 3,300円(税込み)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">料金年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">発行者 志賀高原漁業協同組合</td> </tr> </table>		漁業者	氏名	年齢	性別	本組合会員登録年月日 年 月 日				魚種 いわな				漁具・油法 竿 約				遊漁区域 志賀高原漁業協同組合管理区域内				遊漁料金 3,300円(税込み)				料金年月日 年 月 日				発行者 志賀高原漁業協同組合			
漁業者	氏名	年齢	性別																														
本組合会員登録年月日 年 月 日																																	
魚種 いわな																																	
漁具・油法 竿 約																																	
遊漁区域 志賀高原漁業協同組合管理区域内																																	
遊漁料金 3,300円(税込み)																																	
料金年月日 年 月 日																																	
発行者 志賀高原漁業協同組合																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">漁業者</td> <td style="width: 10%;">住所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名 年齢 性別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遊漁料金 3,300円(税込み)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遊漁区域 (area)</td> </tr> </table>		漁業者	住所	氏名 年齢 性別		遊漁料金 3,300円(税込み)		遊漁区域 (area)																									
漁業者	住所																																
氏名 年齢 性別																																	
遊漁料金 3,300円(税込み)																																	
遊漁区域 (area)																																	
志賀高原漁業協同組合																																	

様式第2号を様式第2-1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第2-2号) オンライン販売による遊漁承認証(年釣券)

遊漁承認証 年釣券 4/16~9/30	
セキュリティコード	
写真	
住 所 氏 名	
遊漁料金 3,300円(税込み) 取扱者 志賀高原漁業協同組合	
魚種 いわな 漁具/油法 竿 約 遊漁区域 志賀高原漁業協同組合管理区域内	
<small>注意事項</small> <p>1. 本組合会員登録年月日(以下と同様)が記載された場合は必ずリースし、被験、持ち帰ってはならない。記載以下の魚を販売していた場合は全ての魚を没収します。 2. 游漁の権利に同意し、その規定を守ること。 3. 他の者の迷惑になる行為をしないこと。 4. 游漁監視機の相手に従わなければならぬこと。 5. 游漁期間は、年1月から9月30日までとする。 6. 游漁者は、この規則に違反したときは、游漁の中止を命じ、以後の游漁を拒絶する。この場合は既に納付した游漁料の払い戻しはない。 7. 游漁登記書のないものは無効です。 8. 了り日は必ず持ち帰ること。 9. 料金等にて游漁料の取扱は致しません。 10. 釣券は見落し箇所に虚偽して下さい。</p>	

(2) 上小漁業協同組合

第7条第1項第1号の表中

2,160円
12,900円
1,300円
6,400円

2,200円
13,000円
1,300円
6,500円

に改め、同項第2号の表中 「 2,160円 」 を

「 2,200円 」 に改め、同項第3号の表中

「 5,400円 」 を 「 5,500円 」 に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

- (1) 2の(1) 令和2年4月16日
- (2) 2の(2) 令和2年1月1日

園芸畜産課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画道路

3・5・4号 蟻ヶ崎新井線

3・5・25号 南松本駅石芝線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

公告

千曲市更級土地改良区の清算人について、次のように就任の届出がありました。

令和元年12月19日

長野県長野地域振興局長 林 雅孝

就任

氏名 住所 所

小 松 勝	千曲市大字羽尾1954番地1
福 島 修	千曲市大字須坂102番地
和 田 武 雄	千曲市大字若宮476番地
中 村 篤	千曲市大字若宮763番地
中 村 隆 行	千曲市大字若宮994番地3
大 谷 章	千曲市大字羽尾2181番地
西 澤 正 人	千曲市大字羽尾1509番地5
塚 田 貴志男	千曲市大字羽尾1371番地1
西 澤 武 徳	千曲市大字羽尾3265番地2
森 一 己	千曲市大字羽尾518番地
大 屋 悅 男	千曲市大字須坂441番地
南 澤 喜巳夫	千曲市大字八幡6751番地

農地整備課